

# 農 政 を め ぐ る 情 勢

## 目 次

I	今国会に農業競争力強化支援法案を提出	1
II	平成29年度予算案を閣議決定	4
III	通商交渉をめぐる情勢	28
IV	生産緑地の下限面積を300㎡に引き下げ	32

## 今月号のあらまし

### I 今国会に農業競争力強化支援法案を提出

1月20日、通常国会が召集された。安倍首相は衆参両院の本会議で施政方針演説を行い、今国会に8本の農政改革関連法案を提出し「農政改革を同時並行で一気呵成に進める」と表明した。全農改革については「数値目標の達成状況を始め、進捗をしっかりと管理していく」と述べた。

政府は農政改革関連法案のうち、「農業競争力強化支援法案」を最優先で国会提出し、成立に全力を挙げる方針を示しており、JA全農の自己改革と並行して進めることにより、生産資材価格の引き下げや農業の構造改革を加速する。

### II 平成29年度予算案を閣議決定

12月22日、政府は平成29年度予算案と平成28年度第3次補正予算案、平成29年度税制改正大綱を閣議決定した。29年度予算案の農林水産関係は2兆3,071億円（前年比20億円減）となったが、農林水産省の人件費減少などに伴う減少が63億円あるため、実質的には前年対比微増となっている。

### III 通商交渉をめぐる情勢

1月20日、トランプ氏は米国大統領に就任し、TPPから脱退する方針を正式に表明した。TPPは米国抜きでは発効しないため、漂流が決定的となった。また、トランプ大統領は就任演説で「米国第一」を強調した。今後、FTAなど日米2国間交渉を要求される可能性があり、TPPで合意した水準以上の市場開放を求めてくる恐れもあると報道されている。

### IV 生産緑地の下限面積を300㎡に引き下げ

国土交通省は、生産緑地の下限面積を現行の500㎡から300㎡に引き下げる方針である。2月に、この内容を盛り込んだ生産緑地法改正案が閣議決定され、通常国会に提出される見込みである。

また、平成34年には、指定から30年を経過する生産緑地の買取申し出ができるようになることから、生産緑地が大幅に減少することが懸念されている。

国土交通省は、買取り申し出ができるようになる時期を一定期間ごとに延期する措置を、生産緑地法改正案に盛り込むことを検討している。

## I 今国会に農業競争力強化支援法案を提出

### — 農水省が農業競争力強化プログラムの説明会を実施 —

- 11月29日に政府の農林水産業・地域の活力創造本部の会議が開催され、政府の農業改革の新たな方針である「農業競争力強化プログラム」等が盛り込まれた、改訂「農林水産業・地域の活力創造プラン」が了承された。
- 農水省は「農業競争力強化プログラム」について解説する動画を作成し、インターネット上（同省のホームページ）で、参考資料とともに公開している。動画はT P P 中長期対策12項目に指定生乳生産者団体の見直しを加えた13項目それぞれで作成され、担当局長が説明している。
- 1月17日、小泉進次郎農林部会長が委員長を務めた自民党農林水産業骨太方針策定P Tが同骨太方針実行P Tに衣替えした。同P Tで農業改革の進捗管理を行っていく方針を固めた。
- 同日、同P Tの全国キャラバンの初回として、青森県で農業者を対象に農業競争力強化プログラムの説明会を開き、農業現場に改革内容が説明された。
- 農水省は、1月17日から20日にかけて、農林水産本省と各地方農政局等をテレビ会議システムで結び、説明会を開催した。

#### 【説明会の開催日とテーマ】

【第1回】1月17日（火）10：30～12：00

テーマ：農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備  
全ての加工食品への原料原産地表示の導入

【第2回】1月17日（火）14：00～15：30

テーマ：牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

【第3回】1月18日（水）10：30～12：00

テーマ：真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し  
収入保険制度の導入

【第4回】1月20日（金）10：30～12：00

テーマ：生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し  
生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の  
業界構造の確立  
戦略的輸出体制の整備

- 通常国会は、1月20日に召集された。会期は6月18日までの150日間となる見込みである。

- 安倍首相は衆参両院の本会議で施政方針演説を行い、今国会に8本の農政改革関連法案を提出し「農政改革を同時並行で一気呵成に進める」と表明した。全農改革については「数値目標の達成状況を始め、進捗をしっかりと管理していく」と述べた。

### 【第百九十三回国会における安倍首相施政方針演説（農業関係抜粋）】

（農政新時代）

地方経済の核である農業では、高齢化という「壁」が立ちはだかつてきました。平均年齢は六十六歳を超えています。

しかし、攻めの農政の下、四十代以下の新規就農者は二年連続で増加し、足元では、統計開始以来最多の二万三千人を超えました。生産農業所得も、直近で年間三兆三千億円、過去十一年で最も高い水準まで伸びています。

更なる弾みをつけるため、八本に及ぶ農政改革関連法案を、今国会に提出し、改革を一気に加速します。

農業版の「競争力強化法」を制定します。肥料や飼料を一円でも安く仕入れ、農産物を一円でも高く買ってもらう。そうした農家の皆さんの努力を後押しするため、生産資材や流通の分野で、事業再編、新規参入を促します。委託販売から買取販売への転換など、農家のための全農改革を進めます。数値目標の達成状況を始め、その進捗をしっかりと管理してまいります。

牛乳や乳製品の流通を、事実上、農協経由に限定している現行の補給金制度を抜本的に見直し、生産者の自由な経営を可能とします。

農地バンクの下、農地の大規模化を進めます。世界のマーケットを目指し、生産行程や流通管理の規格化、JETROの世界ネットワークを活用したブランド化を展開し、競争力を強化します。

農政改革を同時並行で一気呵(か)成に進め、若者が農林水産業に自分たちの夢や未来を託することができる「農政新時代」を、皆さん、共に、切り拓いていこうではありませんか。

- 政府は農政改革関連法案のうち、「農業競争力強化支援法案」を最優先で国会提出し、成立に全力を挙げる方針を示している。内容は規制緩和など国が取り組むべき役割を明記した上で、農業用資材メーカーの再編を後押しするための優遇措置を設けることが柱となっている。JA全農の自己改革と並行して進めることにより、生産資材価格の引き下げや農業の構造改革を加速する。

### 【農業競争力強化支援法案の主な内容】

- Ⅰ 農業用資材メーカーや卸売業者の再編を後押しするため、新会社設立に係る登録免許税を軽減
- Ⅰ 新会社に政府系金融機関からの低金利融資を実施
- Ⅰ 肥料や農薬など農業用資材に関する規制を見直し
- Ⅰ 資材価格や農産物の販売手数料を比較できる環境を整備

(平成29年1月16日付読売新聞を参考に作成)

- なお、卸売市場法改正案の提出については見送られる方針が明らかとなっている。同法については、卸に出荷物を必ず全量引き取ってもらえる「受託拒否の禁止」の見直しも視野に検討が進められてきた。

## Ⅱ 平成29年度予算案を閣議決定

### — 29年度農林水産予算案 前年度比20億円減2兆3,071億円 —

#### 1. 平成29年度予算案

○ 政府は12月22日に閣議を開き、一般会計総額で過去最大となる9兆7千4億547億円の平成29年度予算案を閣議決定した。「経済・財政再生計画」2年目の予算として、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算をめざす中で、一億総活躍のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発に加えて、働き方改革の実現、国民の生命を守る防災・減災、国土強靱化、未来を拓き創造する教育再生、国民生活の安心の実現などを最重要政策課題としている。

同日の閣議ではあわせて28年度第3次補正予算案も決定した。農林水産関係では、熊本地震や鳥取中部地震、台風被害に対応する災害復旧事業などに計306億円を計上した。

○ 農林水産関係予算は、政府がTPP中長期対策として11月末に決定した「農業競争力強化プログラム」に沿った内容となっており、総額2兆3,071億円で、前年度より20億円減少しているが、農林水産省の人件費減少などに伴う減少が63億円あるため、実質的には前年対比微増となっている。（別紙1「平成29年度農林水産関係予算の重点事項」参照）。

#### 農林水産関係予算の推移

（単位：億円、％）

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算総額	(▲4.2) 24,517	(▲7.4) 22,712	(▲4.3) 21,727	(5.7) 22,976	(1.3) 23,267	(▲0.8) 23,090	(0.0) 23,091	(▲0.1) 23,071
非公共事業	(14.7) 17,954	(▲2.4) 17,517	(▲3.9) 16,831	(▲2.1) 16,469	(1.3) 16,689	(▲1.1) 16,499	(▲1.0) 16,330	(▲0.6) 16,238
公共事業	(▲34.1) 6,563	(▲20.9) 5,194	(▲5.7) 4,896	(32.9) 6,506	(1.1) 6,578	(0.2) 6,592	(2.6) 6,761	(1.1) 6,833

注：予算額は当初予算で、上段（ ）書きは対前年度増減率である。

出典：財務省ホームページ

○ 29年度予算案の主な項目は次頁の通りとなっている（括弧内は前年度額）

## 【29年度予算案の主な項目】

〇 水田活用の直接支払交付金	3,150億円	(3,078億円)
〇 畑作物の直接支払交付金	1,950億円	(1,948億円)
〇 土地改良関係	4,020億円	(3,820億円)
農業農村整備事業	3,084億円	(2,962億円)
農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分	701億円	(735億円)
農地耕作条件改善事業(非公共)	236億円	(123億円)
〇 担い手への農地集積・集約化の加速化	155億円	(81億円)
〇 農業人材力強化総合支援事業(旧 新規就農・経営継承総合支援事業)	202億円	(193億円)
うち 農業次世代人材投資事業(旧 青年就農給付金)	140億円	(116億円)
〇 強い農業づくり交付金	202億円	(208億円)
〇 新しい野菜産地づくり交付金	23億円	(11億円)
〇 畜産・酪農経営安定対策	1,763億円	(1,698億円)
〇 酪農経営体生産性向上緊急対策事業	60億円	—
〇 果樹・茶支援関連対策	72億円	(70億円)
〇 中山間地農業ルネッサンス事業(一部公共)	400億円	( - 億円)
〇 多面的機能支払交付金	483億円	(483億円)
〇 中山間地域等直接支払交付金	263億円	(263億円)
〇 環境保全型農業直接支払交付金	24億円	(24億円)
〇 鳥獣被害防止総合対策交付金	95億円	(95億円)

- 飼料用米などの非主食用米の作付けを支援する「水田活用の直接支払交付金」が72億円増額され、3,150億円を確保。農業人材力強化総合支援事業(旧 新規就農・経営継承総合支援事業)が202億円(前年度比9億円増)などと積み増された一方で、強い農業づくり交付金が202億円(前年度比6億円減)となるなど一部で削減された。
- 今回新たに創設された中山間地農業ルネッサンス事業は400億円となった。各種事業に優先枠を設けて手当とする。具体的には、農地・農業施設の改善や集落営農組織の組織化・法人化、6次産業化・ブランド化、鳥獣被害防止策、多面的機能維持のための共同活動支援など総合的に中山間地農業を底上げする。
- 農業農村整備事業等の土地改良関係予算は4,020億円(前年度比200億円増)が計上され、28年度第2次補正予算の1,752億円とあわせて、5,772億円を確保し、民主党政権下で大幅削減される前の21年度当初予算額と同額に増額された。

- 11月29日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、酪農家の「働き方改革」を短期・集中的に支援するとされたことから、酪農経営体生産性向上緊急対策事業が創設され、大臣折衝の結果、60億円が計上された。
- 29年度予算案は、1月20日に召集される通常国会に提出され、今年度中の成立がめざされている。

### 3. 平成29年度税制改正大綱

- 自民・公明両党は12月8日に「(与党)平成29年度税制改正大綱」を決定、これを受けて、政府は22日に「(政府)平成29年度税制改正の大綱」を閣議決定した。
- 29年度税制改正に関する法案は、1月20日に召集される通常国会に提出され、今年度中の成立がめざされている。

#### 【農業分野の税制改正の主なポイント（12月号より再掲）】

- ・ 農業経営基盤強化準備金制度は1年延長。
- ・ 肉用牛の売却所得の課税特例を3年延長。
- ・ JAなどの受取配当の益金不算入制度の見直し。
- ・ 農業用A重油・軽油の石油石炭税の特例措置を3年延長。
- ・ 都市農地の賃借時の相続税納税猶予の適用などについては検討し早期に結論を得る。
- ・ 生産緑地の下限面積引き下げに伴う特例については法改正を前提に実施。
- ・ 資材価格引き下げ、農産物流通の改革のための税制措置について、関連法制定を前提に一部税目で実施。
- ・ 農協などが一定の貸し付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準特例を2年延長。
- ・ 森林環境税については、具体的な仕組みを検討し、18年度税制改正で結論を得る。

# 平成29年度農林水産関係予算の重点事項

**総額 2兆3,071億円**  
(2兆3,091億円)

(※) 各事項の下段( )内は、平成28年度当初予算額  
【補正予算】は、平成28年度第2次補正予算

## 1 担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進

### (1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化

- |   |   |                                       |
|---|---|---------------------------------------|
| ① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化  | 155億円<br>(81億円)                           | 【補正予算】<br>農地情報公開システム<br>データ整備<br>15億円 |
| ・ 担い手への農地集積・集約化等を加速化するため、農地中間管理機構の事業運営、農地の出し手に対する協力金の交付等を支援<br>(各都道府県の基金から充当し、不足分を措置)   |   |                                       |
| ② 農地の大区画化等の推進<公共>   | (農業農村整備事業で実施)<br>1,034億円の内数<br>(913億円の内数) | 【補正予算】<br>370億円                       |
| ・ 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を促進  |   |                                       |
| ③ 農地耕作条件改善事業  | 236億円<br>(123億円)                          | 【補正予算】<br>102億円                       |
| ・ 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化が行われ、又は基盤整備の実施により今後行われると見込まれる地域において、区画拡大、暗渠排水等に加え、土壌改良をはじめとする借り手のニーズに対応した基盤整備を支援 |   |                                       |
| ④ 果樹支援関連対策  | (果樹・茶支援関連対策で実施)<br>57億円の内数<br>(56億円の内数)   |                                       |
| ・ 農地中間管理機構が園地を借り受け、園地整備と改植を行う取組を支援  |   |                                       |

### (2) 農業委員会の活動による農地利用の最適化

- |                                  |                 |  |
|----------------------------------|-----------------|--|
| ① 農業委員会の活動による農地利用最適化の推進          | 123億円<br>(73億円) |  |
| ・ 農地利用の最適化の推進のための農業委員会の積極的な活動を支援 |                 |  |

② 機構集積支援事業

(農地中間管理機構による担い手への  
農地集積・集約化の加速化で実施)

【補正予算】

農地情報公開システム  
データ整備

- ・ 遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員等の資質向上に向けた研修等を支援

29億円  
(22億円)

15億円

(3) 法人経営、集落営農、新規就農など多様な担い手の育成・確保

① 農業経営力向上支援事業

7億円  
(7億円)

- ・ 農業経営の法人化・集落営農の組織化の取組を支援するとともに、農業経営の質の向上（農業界と経済界の人材マッチング、雇用就農者等のキャリアアップ等）を促進

② 農業人材力強化総合支援事業

202億円  
(193億円)

【補正予算】

農業経営塾の展開支援  
2億円

(旧 新規就農・経営継承総合支援事業)

- ・ 次世代を担う人材を育成・確保するため、就農前後に必要な資金、雇用就農を促進するための農業法人での実践研修、海外研修への支援のほか、農業者が営農しながら経営ノウハウを学ぶ場（農業経営塾）の創出等を支援

うち農業次世代人材  
投資事業（旧 青年  
就農給付金）

140億円  
(116億円)

③ 経営体育成支援事業

28億円  
(30億円)

- ・ 地域の中心経営体等に対し、農業用機械・施設の導入を支援

④ 担い手確保・経営強化支援事業

【補正予算】

53億円

- ・ 意欲ある農業者の経営発展を促進する農業用機械
- ・ 施設の導入を支援

⑤ 担い手経営発展支援金融対策

【補正予算】

46億円

- ・ 攻めの経営展開に取り組む意欲ある農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金の実質無利子化枠を拡大するとともに、実質無担保・無保証人化を措置

## 2 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

- ① 水田活用の直接支払交付金 3, 150億円  
(3, 078億円)
- ・ 飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化を進めるとともに、産地交付金により、地域の特色のある魅力的な産品の産地の創造を支援
- ② 米活用畜産物等ブランド化推進事業 0.4億円  
(0.4億円)
- ・ 飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品のブランド化の取組を支援
- ③ 水田の畑地化・汎用化の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)  
1,034億円の内数
- ・ 平場・中山間地域などにおいて、水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備を推進するとともに、転換に必要な水利用調整等を円滑に進めるため、地区の負担軽減等を図ることにより、高収益作物への転換を促進 (一)
- ④ 野菜生産転換促進事業 (新しい野菜産地づくり支援事業で実施)  
15億円
- ・ 水田地帯において新たな野菜産地を育成するため、産地内の合意形成や栽培技術の確立、低コスト生産に必要な機械化生産体系の導入等により、収益性の高い野菜生産への転換を支援 (一)
- ⑤ 次世代施設園芸の取組拡大 次世代施設園芸拡大支援事業  
5億円  
(10億円)
- ・ 次世代施設園芸の取組を拡大するため、次世代施設園芸への転換に必要な技術(高度な環境制御技術、地域エネルギー等の活用技術、雇用型の生産管理技術)について習得のための実証・研修や地域展開、大規模な次世代施設園芸拠点の整備等を支援 (強い農業づくり交付金で実施)  
優先枠20億円  
(15億円)
- ⑥ 高収益作物の生産支援 【補正予算】  
144億円
- ・ 高収益作物の作付面積を拡大する計画を策定した地域における高収益作物の生産等を支援
- ⑦ 畑作物の直接支払交付金 (所要額)  
1,950億円  
(1,948億円)
- ・ 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ等の畑作物を生産する認定農業者等の担い手に対し、経営安定のための交付金を交付

<p>⑧ 収入減少影響緩和対策交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者等の担い手に対し、米、麦、大豆等の収入が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填（加入者と国が1対3の割合で負担）</li> </ul>	<p>(所要額) 746億円 (753億円)</p>
<p>⑨ 米穀周年供給・需要拡大支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象の影響等により必要が生じた場合に、産地が自主的に行う米の年間を通じた安定販売（収穫前契約や複数年契約等）、需要拡大等の取組を支援</li> </ul>	<p>50億円 (50億円)</p>
<p>⑩ 米の直接支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米を生産する農業者の経営安定のための交付金を交付（29年産までの時限措置（30年産から廃止））</li> </ul>	<p>714億円 (723億円)</p>
<p>⑪ 収入保険制度の導入・農業災害補償制度の見直しに向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入保険制度の導入及び農業災害補償制度の見直しに向けて、加入申請や青色申告等に関する相談体制づくり、システム整備等の準備を推進</li> </ul>	<p>5億円 (一)</p>

### 3 強い農林水産業のための基盤づくり

#### (1) 農林水産基盤整備（競争力強化・国土強靱化）

<p>① 農業農村整備事業&lt;公共&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の大区画化、老朽化した施設の改修等の遅れがみられる中、農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等を推進</li> </ul>	<p>3,084億円 (2,962億円)</p>	<p>【補正予算】 1,580億円</p>
<p>② 農地耕作条件改善事業（再掲）</p>	<p>236億円 (123億円)</p>	<p>【補正予算】 102億円</p>
<p>③ 森林整備事業&lt;公共&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国産材の安定供給体制を構築するとともに地球温暖化を防止するため、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進</li> </ul>	<p>1,203億円 (1,203億円)</p>	<p>【補正予算】 310億円</p>

- ④ 次世代木材生産・供給システム構築事業 (次世代林業基盤づくり交付金で実施)  
70億円の内数  
(61億円の内数)
- 用途別に需要に的確に対応できる木材のサプライチェーンを構築するため、間伐・路網整備を推進
- 【補正予算】  
100億円
- ⑤ 治山事業<公共> 597億円  
(597億円)
- 地震・集中豪雨等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進
- 【補正予算】  
160億円
- ⑥ 水産基盤整備事業<公共> 700億円  
(700億円)
- 輸出拠点となる漁港の衛生管理対策や水産資源の回復対策、漁業地域の地震・津波対策、漁港施設の長寿命化対策や漁港機能の集約化・有効活用を推進
- ⑦ 漁港機能増進事業 10億円  
(一)
- 漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や漁港施設の有効活用等に資する施設の整備を支援
- ⑧ 農山漁村地域整備交付金<公共> 1,017億円  
(1,067億円)
- 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援

## (2) 農林水産関係施設整備

- ① 強い農業づくり交付金 202億円  
(208億円)
- 国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援
- 【補正予算】  
570億円
- ② 産地パワーアップ事業
- 営農戦略を策定した平場・中山間地域などで、高性能な機械・施設の導入や集出荷施設等の再編、改植等による高収益作物・栽培体系への転換を支援
- 【補正予算】  
10億円
- ③ 加工施設再編等緊急対策事業
- 加工施設の再編等を支援

- ④ 森林・林業再生基盤づくり交付金 (次世代林業基盤づくり交付金で実施)  
70億円の内数 (61億円の内数)
- ・ 国産材の安定的・効率的な供給等を図るため、木造公共建築物、木材加工流通施設、高性能林業機械の整備等を支援
- 【補正予算】  
330億円
- ⑤ 合板・製材生産性強化対策
- ・ 大規模・高効率の加工施設の整備、当該施設への原料の安定供給のための間伐・路網整備等を支援
- ⑥ 浜の活力再生交付金 (浜の担い手・地域活性化対策で実施)  
54億円 (41億円)
- ・ 「浜の活力再生プラン」に位置付けられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理や防災・減災対策の取組、プランの見直しに関する活動等を支援
- 【補正予算】  
255億円
- ⑦ 水産業競争力強化緊急事業
- ・ 広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船や国際水準に見合った漁船の導入、産地の施設の再編整備、競争力強化に資する取組や漁業用機器の導入等を支援
- 【補正予算】  
2億円 (2億円)
- ⑧ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業
- ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備やこれと一体的に行う用水確保対策等を支援

### (3) 畜産・酪農の競争力強化

- ① 畜産・酪農経営安定対策 (所要額)  
1,763億円 (1,698億円)
- ・ 畜種ごとの特性に応じて畜産・酪農経営の安定を支援し、意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組める環境を整備
- ② 酪農経営体生産性向上緊急対策事業 60億円 (—)
- ・ 農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある酪農家の労働負担軽減・省力化に資する機器の導入等を支援

- ③ 飼料生産型酪農経営支援事業 70億円  
(68億円)
- ・ 環境負荷軽減に取り組みつつ、飼料の二期作・二毛作等を行う酪農家や、輸入粗飼料の使用量削減や乳用後継牛の増頭に取り組むとともに飼料作付面積を拡大する酪農家を支援
- ④ 飼料増産総合対策事業 10億円  
(10億円)
- ・ 濃厚飼料原料の増産、レンタカウを活用した肉用繁殖牛等の放牧の推進、コントラクターの機能の高度化、エコフィードの増産等を支援
- ⑤ 草地関連基盤整備<公共> (農業農村整備事業で実施)  
62億円  
(48億円)
- ・ 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進
- ⑥ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 【補正予算】  
685億円
- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域の収益性向上等に必要の機械のリース導入、施設整備等を支援
- ⑦ 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進<公共> 【補正予算】  
94億円
- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化等を支援
- ⑧ 畜産・酪農生産力強化対策事業 【補正予算】  
16億円
- ・ 和牛受精卵・性判別精液の活用、優良な純粋種豚・精液の導入等を支援するとともに、受胎率の向上や分娩事故の防止等により後継牛を効率的に生産するため、地域全体のサポート体制の構築（技術力向上、飼養管理情報の共有等）をモデル的に支援
- ⑨ 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業 【補正予算】  
9億円
- ・ 難防除雑草の駆除による草地改良を支援。また、国産粗飼料の広域流通体制の構築、公共牧場の活用拡大と機能強化、日本型放牧の推進を支援

【補正予算】  
17億円

⑩ 畜産経営体質強化資金対策事業

- ・ 意欲ある畜産農家の既往負債の借換えに係る利子補給等を支援するとともに、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭に必要な資金の借入れに係る保証料を免除

(4) 品目別生産振興対策

① 野菜価格安定対策事業

(所要額)  
172億円  
(171億円)

- ・ 野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施

② 新しい野菜産地づくり支援事業

23億円  
(11億円)

- ・ 水田地帯における野菜生産への転換や実需者ニーズに対応した加工・業務用野菜への作付転換、青果物流通の合理化・効率化に必要な新たな輸送システムの導入実証を支援

③ 果樹・茶支援関連対策

72億円  
(70億円)

- ・ 果樹について、改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、園地整備、計画生産・出荷等に対する支援を実施するとともに、茶について、改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、高付加価値茶産品に適した品種への転換に向けた被覆資材に対する支援を実施

④ 甘味資源作物生産支援対策

98億円  
(93億円)

【補正予算】  
16億円

- ・ 国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、甘味資源作物生産者等の経営安定を図るための交付金を交付するとともに、「さとうきび増産基金」により、病虫害防除・かん水など自然災害に対応した取組を支援

⑤ 国産花きイノベーション推進事業

8億円  
(7億円)

- ・ 国産花きのシェア奪還と輸出促進を図るため、需要に合わせた切り花や植木・盆栽の生産体制の強化、花き需要拡大に向けたプロモーション活動等を支援

⑥ 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業 5億円  
(5億円)

- ・ 薬用作物等の栽培技術の確立・普及を支援するとともに、薬用作物の優良種苗安定供給体制の整備、地域特産作物（ごま、繭等）の特徴ある機能性を活用した新需要創出の取組を支援

⑦ 畜産・酪農経営安定対策（再掲） (所要額)  
1,763億円  
(1,698億円)

(5) 農林水産分野におけるイノベーションの推進

① 目標を明確にした戦略的技術開発

ア 「知」の集積と活用の場によるイノベーション 2.1億円  
(2.0億円)

- ・ 農林水産分野に異分野の知識・技術等を導入し、革新的な技術を生み出して商品化・事業化に導く産学官連携研究を推進

イ 重点的な委託研究プロジェクトによるイノベーション 4.1億円  
(3.8億円)

- ・ 国において、農林水産政策上特に重要な研究開発課題（人工知能（AI）の活用等）について企画・立案し、重点的に委託研究プロジェクトを推進

② 農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業 1億円  
(1億円)

- ・ 自動走行農業機械等のロボット技術に関する生産現場における安全性の検証やルールづくり、ロボット農機の完全自動走行の実現に必要な技術等を検証する取組を支援

③ 革新的技術開発・緊急展開事業 【補正予算】 1.17億円

- ・ 熟練農業者のノウハウの「見える化」、研究成果の「見える化」、目標を明確にした戦略的技術開発を推進

## 4 農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化

### (1) 農林水産業の輸出力強化

- |   |                    |
|---|--------------------|
| ① 輸出戦略の実行体制の強化  | 1 2 億円<br>(1 3 億円) |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農林水産業の輸出力強化戦略の着実な実施に向け、輸出促進のため設置した司令塔（関係府省庁、事業者団体等から構成される輸出戦略実行委員会）の下、オールジャパンで輸出に取り組む品目別輸出団体の育成、産地間連携の促進等を実施</li></ul>                    |                    |
| ② 輸出総合サポートプロジェクト  | 1 6 億円<br>(1 5 億円) |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ オールジャパンの輸出サポート・プロモーション</li><li>・ ブランディング機関を創設し、国内での事業者発掘、輸出相談窓口のワンストップ対応、海外での商談支援、マーケティング拠点を利用した販売促進支援など、輸出に取り組む事業者を継続的かつ一貫して支援</li></ul> |                    |
| ③ 国際農産物等市場構想推進事業  | 2 億円<br>(2 億円)     |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国際空港及び国際港湾近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するため、青果物・花き等について品質を保持してスピーディーに輸出する手法等の調査と拠点化構想の策定を支援</li></ul>   |                    |
| ④ 食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化  | 7 億円<br>(8 億円)     |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国産農林水産物・食品の輸出を促進するため、トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を支援</li></ul>  |                    |
| ⑤ 地理的表示保護制度活用総合推進事業   | 2 億円<br>(2 億円)     |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ G I（地理的表示）保護制度の活用による地域産品のブランド化を進めるため、G I の登録申請やG I 保護制度の普及啓発を支援</li></ul>   |                    |
| ⑥ 植物品種等海外流出防止総合対策事業   | 1 億円<br>(—)        |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 海外への我が国種苗の流出・無断増殖を防止するため、海外における品種登録（育成者権取得）を支援するとともに、出願マニュアル作成、東アジア植物品種保護フォーラム開催等を支援</li></ul>  |                    |

- ⑦ 海外規格等との相互認証、日本発規格の国際化 1 億円  
(1 億円)
- ・ 国際規格との連動を見据え、日本産品の強みをアピールできる J A S 規格の制定に向けた調査を実施するとともに、国際的な取引で通用し、かつ、日本の食文化に適用しやすい日本発の食品安全管理規格・認証スキームを支援
- ⑧ 輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備 5 億円  
(4 億円)
- ・ 国産農林水産物の輸出を促進するため、産地に対する輸出先国の検疫条件や残留農薬基準に合った技術的サポート体制の整備、輸出検疫協議の迅速化を図るための技術的データの蓄積、病虫害発生状況の全国調査、家畜疾病対策等を実施
- ⑨ 国内外での輸出拠点の整備<一部公共> 【補正予算】  
2 0 3 億円
- ・ 空港・港湾に近い卸売市場の活用（コンテナヤードの整備等）、海外における産直市場的施設の設置など生産者による直接輸出の取組の促進、輸出拡大のために必要な生産物の流通・加工施設（H A C C P 対応施設、C A（環境制御型）貯蔵施設等）の整備等を支援
- ※ これに加えて、農林漁業成長産業化ファンド（A－F I V E）による支援も充実
- ⑩ 輸出拡大のためのサポート体制の充実 【補正予算】  
5 6 億円
- ・ 海外市場に関する情報等の一元的集約と農林漁業者等への相談体制の強化、海外において小売店・外食に対して国産農林水産物の需要の掘り起こしを行う体制の強化、海外の日本産食材サポーター店等を活用した情報発信等を支援
- ⑪ 政府が主体的に行う輸出環境の整備 【補正予算】  
1 1 億円
- ・ 通関手続の一元化と証明書発行の利便性向上のためのシステム整備、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会も視野に国際的に通用する日本発の民間の規格・認証の仕組みの普及・推進、植物品種の登録・出願に対する支援等海外での知的財産権の取得推進等を支援

## (2) 農林水産物・食品の高付加価値化

- ① 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大、食品ロスの削減 9億円  
(9億円)

- ・ 第3次食育推進基本計画に基づき、和食文化の継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大、食品ロス削減に向けた取組等を支援

- ② 食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化 7億円  
(8億円)

【補正予算】  
2億円

- ③ 国産農林水産物・食品への理解増進事業

- ・ 大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発を支援

- ④ 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

### 【財投資金】

株農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)

- ・ (株農林漁業成長産業化支援機構を通じ、生産・流通・加工等の産業間が連携した取組について、資本の提供と経営支援を一体的に実施

による出融資枠  
267億円の内数

- ⑤ 6次産業化支援対策 23億円  
(24億円)

- ・ 農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、プランナーによる事業者等に対するサポート体制の整備、外食・中食における地場産食材の取引先確保の取組等を支援

## 5 食の安全・消費者の信頼確保

- ① 消費・安全対策交付金 19億円  
(18億円)

- ・ ジャガイモシロシストセンチュウ、ウメ輪紋ウイルス等の農作物の病害虫の海外からの侵入や国内でのまん延防止に加え、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病について地域の実情に応じて自主的に行われる発生予防・まん延防止等の取組を支援

【補正予算】  
20億円

- ② 重要病害虫緊急防除対策事業

- ・ ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止・根絶を図る対策を推進

- ③ 家畜衛生等総合対策 55億円  
(55億円)
- 鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病について、水際対策を実施するとともに、家畜伝染病予防法に基づく発生予防・まん延防止等全国で統一的行うべき取組を支援
- ④ 畜産・水産分野における薬剤耐性対策 (消費・安全対策交付金等で実施)  
23億円の内数  
(21億円の内数)
- 畜産・水産分野における薬剤耐性菌の監視・動向調査を強化し、抗菌剤の慎重な使用に関する研修を実施するとともに、ワクチンや代替薬の開発等を支援
- ⑤ 産地偽装取締強化等対策 3億円  
(2億円)
- 効果的・効率的な監視を実施するため、食品の科学的分析等による原産地判別等の強化などを実施

## 6 人口減少社会における農山漁村の活性化

### (1) 中山間地農業の活性化支援

- ① 中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共> 400億円  
(優先枠等を設けて実施)  
(中山間地農業特別支援対策)
- 中山間地の特色を活かした多様な取組を後押しするため、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承や、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた取組を総合的に支援
- ② 中山間地域所得向上支援対策<一部公共> 【補正予算】  
300億円  
(優先枠等を設けて実施)
- 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

### (2) 日本型直接支払の実施

- ① 多面的機能支払交付金 483億円  
(483億円)
- 農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付

② 中山間地域等直接支払交付金 263億円  
(263億円)

- ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

③ 環境保全型農業直接支払交付金 24億円  
(24億円)

- ・ 化学肥料及び農薬の5割低減の取組と合わせて、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を行う農業者等に交付金を交付

### (3) インバウンドの推進と農山漁村の振興

① 「農泊」の推進 (農山漁村振興交付金で実施)  
101億円の内数

- ・ 増大するインバウンド需要を呼び込み、農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援  
(このほか、国有林において、修景伐採、木道整備等を実施)

② 食によるインバウンド対応推進事業 1億円  
(1億円)

- ・ 食と景観等が一体的な魅力を織りなす地域(食と農の景勝地)を情報発信するとともに、飲食店等の多言語対応等を支援

③ おみやげ農畜産物検査受検円滑化支援事業 0.4億円  
(0.5億円)

- ・ 外国人旅行者が直売所等で購入した農畜産物が動植物検査を経て空港等で円滑に受け取れる仕組みを普及するとともに、輸出検査条件が複雑な品目の検査手続円滑化モデルを支援

④ 農山漁村振興交付金 101億円  
(80億円)

- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の促進や地域の活性化、薪炭・山菜など地域資源の活用等による山村の活性化、福祉農園の開設等による農福連携の推進、定住・地域間交流、雇用の増大を促進するための施設等の整備を支援

⑤ 荒廃農地等利活用促進交付金	2 億円 (2 億円)	
・ 荒廃農地等を再生利用するための雑草・雑木除去や土作り等の取組を支援		
<b>(4) 都市農業の機能発揮</b>		
○ 都市農業機能発揮対策事業	2 億円 (2 億円)	
・ 都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する課題の調査を実施するほか、都市農地の周辺環境対策、都市農業の意義の周知、災害時の避難地としての農地の活用を支援		
<b>(5) 再生可能エネルギーの導入促進</b>		
① 再生可能エネルギー導入等の推進	9 億円 (2 億円)	
・ 再生可能エネルギー事業によるメリットを地域の農林漁業の発展に活用する取組、農業水利施設を活用した小水力発電等に係る調査設計、地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援		
② 木質バイオマスの利用拡大	(新たな木材需要創出総合プロジェクトで実施) 4 億円 (5 億円)	
・ 木質バイオマスの利用促進を図るため、エネルギー利用拡大に向けた全国的な調査、新たなマテリアル利用の促進に向けた技術開発等を支援		
<b>(6) 鳥獣被害防止対策の推進</b>		
① 鳥獣被害防止総合対策交付金	9 5 億円 (9 5 億円)	【補正予算】 9 億円
・ 鳥獣被害対策実施隊の増設・捕獲活動の実施、侵入防止柵の設置、捕獲技術高度化施設や処理加工施設の整備、ジビエ活用の推進等を支援		
② シカによる森林被害緊急対策事業	2 億円 (2 億円)	【補正予算】 1 億円
・ シカによる森林被害が深刻な地域において、地方公共団体等と連携し、広域かつ緊急的に捕獲、防除等を実施		

## 7 林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

- ① 次世代林業基盤づくり交付金 70億円  
(61億円)
- ・ 需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給を実現するため、CLT（直交集成板）等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐・路網整備を行い、地域の実情に応じた川上から川下までの取組を総合的に支援
- ② 林業成長産業化地域創出モデル事業 (次世代林業基盤づくり交付金で実施)  
10億円  
(一)
- ・ 川上から川下までの事業者がバリューチェーンでつながり収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」をモデル的に選定し、地域が提案する明確なビジョンの下での取組を重点的に支援
- 【補正予算】  
330億円
- ③ 合板・製材生産性強化対策（再掲）
- ④ 施業集約化の加速化 9億円  
(6億円)
- ・ 森林所有者・境界の明確化や関係者の合意形成に向けて森林整備地域活動支援交付金を交付するほか、市町村が森林の所有者情報を一元的に取りまとめた林地台帳の整備にも資する森林GIS等のシステム整備を支援
- ⑤ 森林・林業人材育成対策 60億円  
(59億円)
- ・ 林業への就業前の青年に対する給付金の給付や、「緑の雇用」事業による人材の育成を支援
- ⑥ 新たな木材需要創出総合プロジェクト 12億円  
(14億円)
- ・ 中高層建築等に活用できるCLTの利用促進、セルローズナノファイバーなど新たな製品・技術の開発・普及の加速化、地域材の利用拡大等を支援
- 【補正予算】  
地域材利用拡大緊急対策  
事業 5億円
- ⑦ CLT利用促進総合対策 (補正予算)  
10億円
- ・ CLT等を活用した先駆的な建築物の建築、大規模・高効率の加工施設におけるCLT製造ラインの整備を支援
- このほか合板・製材生産性強化対策で実施  
330億円の内数

⑧ 違法伐採対策の推進	(新たな木材需要創出総合プロジェクトで実施)	【補正予算】 2 億円
	1 億円	
・ クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の施行のための取組を実施	(0.4億円)	
⑨ 花粉発生源対策	5 億円	
	(4 億円)	
・ 花粉の少ない品種等を対象とした採種園等の造成		
・ 改良、コンテナ苗の生産技術研修、花粉症対策苗木への植替え、花粉飛散防止剤の実証試験等を支援		
⑩ 森林・山村の多面的機能の発揮対策	1 7 億円	
	(2 5 億円)	
・ 森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を市町村等の協力を得て支援		
⑪ 森林整備事業<公共>（再掲）	1, 2 0 3 億円	【補正予算】 3 1 0 億円
	(1, 2 0 3 億円)	
⑫ 治山事業<公共>（再掲）	5 9 7 億円	【補正予算】 1 0 0 億円
	(5 9 7 億円)	

## 8 水産日本の復活

① 浜の担い手・地域活性化対策	6 6 億円	
	(5 0 億円)	
・ 浜の活力再生プランの着実な実行を推進するための共同利用施設の整備、漁業への就業前の青年に対する資金、就業・定着促進や経営知識・技術の習得等のための研修等を支援		
② 浜の活力再生交付金（再掲）	(浜の担い手・地域活性化対策で実施)	
	5 4 億円	
	(4 1 億円)	
③ 水産業競争力強化緊急事業（再掲）		【補正予算】 2 5 5 億円
④ 資源管理・資源調査の強化	4 2 億円	
	(3 9 億円)	
・ 漁業者の理解を得る適切な資源管理を推進するため、資源評価の精度向上、国際共同資源調査等に取り組みほか、漁場形成・海況予測に関する情報を提供		

⑤ 漁業経営安定と漁業構造改革の推進	290億円 (334億円)	【補正予算】 漁業構造改革総合対策事業 34億円
<ul style="list-style-type: none"> <li>資源管理に取り組む漁業者に対する共済・積立ぶらすを活用した収入安定対策、燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策を実施するとともに、高性能漁船の導入による収益性向上等を支援</li> </ul>	うち漁業収入安定対策事業 146億円(203億円) うち漁業構造改革総合対策事業 40億円(3億円)	
⑥ 水産物の加工・流通・輸出対策	14億円 (15億円)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>HACCP認定の促進等を通じた輸出環境を整備するとともに、消費者ニーズや産地情報等の共有化、学校給食向け加工品の開発等を支援</li> </ul>		
⑦ 水産多面的機能の発揮対策と離島漁業の再生支援	43億円 (40億円)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業者等が行う藻場・干潟の保全、国境水域の監視等の地域活動を支援するとともに、離島における漁業集落の再生活動を支援</li> </ul>		
⑧ 増養殖対策	14億円 (14億円)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな栽培対象種の開発促進、さけ・ますの種苗放流手法の改良、低魚粉配合飼料による養殖技術の確立・普及、真珠養殖業等の連携強化、商業化に向けたシラスウナギの大量生産システムの実証、カワウ・外来魚の被害防止対策等を支援</li> </ul>		
⑨ 捕鯨対策	51億円 (51億円)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>調査捕鯨の安定的な実施を支援するとともに、ICJ（国際司法裁判所）判決を踏まえた調査計画に基づく鯨類捕獲調査を円滑かつ効果的に実施するため、非致命的調査や妨害対策への対応、我が国立場に対する支持国拡大と関係国との連携強化に関する取組、調査捕鯨に関する情報発信等を実施</li> </ul>		
⑩ 韓国・中国等外国漁船操業対策事業		【補正予算】 40億円
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国漁船が投機した漁具等の回収・処分、外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援</li> </ul>		
⑪ 水産基盤整備事業＜公共＞（再掲）	700億円 (700億円)	【補正予算】 160億円

⑫ 漁港機能増進事業（再掲）

10億円  
（←）

---

※ この他、諫早湾干拓開門対策経費として、6.2億円を計上

平成29年度当初予算における  
農業競争力強化プログラムの主な関連予算

	主な項目	予算額 (【補正】は平成28年度 第2次補正予算)	重点事項の ページ
○生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し	農業生産関連事業の事業再編・新規参入の支援	(株)農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)による出融資 (株)日本政策金融公庫による融資	注①
	生産資材価格の見える化等	【補正】 <1億円>	注②
	革新的技術開発・緊急展開事業	【補正】<117億円>	9
○生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立	農業生産関連事業の事業再編・新規参入の支援	(株)農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)による出融資 (株)日本政策金融公庫による融資	注①
	生産資材価格の見える化等	【補正】 <1億円>	注②
	加工施設再編等緊急対策事業	【補正】 <10億円>	5
○農政新時代に必要 な人材力を強化する システムの整備	農業経営力向上支援事業	7億円	2
	農業人材強化総合支援事業 (旧 新規就農・経営継承総合支援事業)	202億円	2
	農業経営塾の展開支援	【補正】 <2億円>	2
	「知」の集積と活用によるイノベーション	21億円	9
	重点的な委託研究プロジェクトによるイノベーション	41億円	9
	農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業	1億円	9
	革新的技術開発・緊急展開事業	【補正】<117億円>	9
	農山漁村振興交付金(農福連携)	101億円の内数	14
○戦略的輸出体制の 整備 (オールジャパンの 輸出サポート・プ ロモーション・ブ ランディング機関 (日本版SOPEXA (仮称))の創設等)	輸出戦略の実行体制の強化	12億円	10
	輸出総合サポートプロジェクト	16億円	10
	国際農産物等市場構想推進事業	2億円	10
	食文化発信による海外需要フロンティア開拓の 加速化	7億円	10
	地理的表示保護制度活用総合推進事業	2億円	10
	植物品種等海外流出防止総合対策事業	1億円	10
	海外規格等との相互認証、日本発規格の国際化	1億円	11
	輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備	5億円	11
	国内外での輸出拠点の整備<一部公共>	【補正】<203億円>	11
	輸出拡大のためのサポート体制の充実	【補正】 <56億円>	11
	政府が主体的に行う輸出環境の整備	【補正】 <11億円>	11

	主な項目	予算額 (【補正】は平成28年度 第2次補正予算)	重点事項の ページ
○収入保険制度の導入	収入保険制度の導入・農業災害補償制度の見直しに向けた準備	5億円	4
○真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し	水田の畑地化・汎用化の推進<公共>	1,034億円の内数 【補正】<496億円>	3
○農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み	農山漁村振興交付金（農村地域の雇用創出）	101億円の内数	14
○飼料用米を推進するための取組	水田活用の直接支払交付金	3,150億円	3
	米活用畜産物等ブランド化推進事業	0.4億円	3
○肉用牛・酪農の生産基盤の強化策	飼料生産型酪農経営支援事業	70億円	7
	飼料増産総合対策事業	10億円	7
○配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	【補正】<685億円>	7
	畜産・酪農生産力強化対策事業	【補正】<16億円>	7
	飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業	【補正】<9億円>	7
	畜産経営体質強化資金対策事業	【補正】<17億円>	8
○牛乳・乳製品の生産・流通等の改革	農業生産関連事業の事業再編・新規参入の支援	(株)農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)による出融資 (株)日本政策金融公庫による融資	注①
	加工施設再編等緊急対策事業	【補正】<10億円>	5
	酪農経営体生産性向上緊急対策事業	60億円	6

注① 農業生産関連事業の事業再編・新規参入の支援

- ・(株)農林漁業成長産業化支援機構及び(株)日本政策金融公庫を通じ、事業再編・新規参入を行う農業資材業者及び農畜産物加工販売業者を出融資により支援

注② 生産資材価格の見える化等

- ・農業者が生産資材（肥料・飼料・農薬等）の価格情報や、卸売市場における価格・委託手数料等を比較・選択することができる環境を整備

### Ⅲ 通商交渉をめぐる情勢

#### — 米国トランプ大統領就任、TPP脱退方針を正式に表明 —

##### 1. TPPをめぐる動向

###### (1) 国内の動き

- 12月9日、日本ではTPP及び国内対策関連法案について、議会承認を終えた。(これまでの経緯は「農政をめぐる情勢11月号」、「農政をめぐる情勢12月号」参照。)
  
- 1月16日、安倍首相はベトナムのハノイでグエン・スアン・フック首相と会談し、TPPの早期発効を呼びかけた。併せて、安倍首相は中国が進出を強める南シナ海の海上警備能力の強化に向け、新造巡視艦6隻を供与する方針を表明し、インフラ整備など新たに約1200億円の円借款の実施も伝えた。

###### (2) 米国の動き

- 1月11日、トランプ氏はニューヨークで大統領選後初めて会見し、TPPなどを念頭に「米国の貿易協定はひどい」と改めて批判した。米国が日本や中国から巨額の貿易赤字を負っているとして、貿易不均衡の是正を課題に挙げた。
  
- 1月20日、トランプ氏は大統領に就任し、TPPから脱退する方針を正式に表明した。TPPは米国抜きでは発効しないため、漂流が決定的となった。また、就任演説で「米国第一」を強調した。今後、FTAなど日米2国間交渉を要求される可能性があり、TPPで合意した水準以上の市場開放を求めてくる恐れもあると報道されている。

##### 【TPP発効の条件】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 2年以内に参加12か国すべてが議会の承認など国内手続きを終える。</li><li>② ①が成立しなかった場合、12か国のGDP（国内総生産）の85%以上を占める6か国以上が手続きを終え、その時点から60日経過。<br/>(12か国のGDPのうち占める割合：日本＝約18%、米国＝約60%)</li></ul> |
|--|

##### 2. 日EU・EPAをめぐる動向

- 安倍首相が国会答弁において「年内に大枠についての合意を目指していきたい」と述べるなど、平成28年内に何らかの交渉成果を得ることに強い意欲を示し、年末にかけて、活発な動きがあった。(詳細は「農政をめぐる情勢12月号」参照。)

- 12月13日、衆・参農林水産委員会は、日EU・EPA交渉に関し、「農林水産物の重要品目の再生産が可能となるよう、必要な国境措置をしっかりと確保する」との内容を盛り込んだ決議を可決した。

#### 【衆・参農林水産委員会「畜産物価格等に関する決議」】

(日EU・EPA交渉部分抜粋)

日EU経済連携交渉については、年内の大枠合意を目指して交渉が行われているが、内容よりも期限を重視するあまり国益が損なわれることのないよう、特に、豚肉、乳製品等をはじめとする農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、必要な国境措置をしっかりと確保すること。

- 16日、自民党は、農林・食料戦略調査会・農林部会、畜産・酪農対策小委員会合同会議を開催し、国会決議と同趣旨の内容を盛り込んだ「平成二十九年畜産物価格等の決定に当たって」を決議した。

#### 【自民党「平成二十九年畜産物価格等の決定に当たって」】

(日EU・EPA交渉部分抜粋)

日EU経済連携交渉については、国益が損なわれることのないよう、特に、豚肉、乳製品等をはじめとする農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、必要な国境措置をしっかりと確保する。

- 17日、EUのペトリチオーネ首席交渉官は、記者会見を行い、交渉は前進したものの日本からの自動車、EUからの乳製品など加工食品の分野で依然として隔たりがあること、事務レベルでの交渉は継続するものの、年内での大枠合意はないことなどを明らかにした。
- また、EUが加工食品や飲料品の生産・輸出で世界一であることなどに言及し、日本との貿易構造がTPP諸国と異なるなか、TPPの交渉結果を基準に交渉を進める日本の交渉姿勢を強くけん制した。

#### 【12月17日EU側首席交渉官による記者会見での主な発言】

##### <首席交渉官会合の結果>

- ・お互いがこの交渉に対する明確な決意をもって全力を尽くしたことで、この2週間で非常に重要な進展がみられた。一方、いくつかの点では非常に複雑な状況だ。
- ・いくつかの点については、我々が想定していたよりも歩み寄りが難しい状況だ。これらの課題に対しては、さらに努力が必要だ。

##### <今後の交渉の見通し>

- ・この(良い合意の)実現に向け、お互いの距離を縮めるべく今後数週間も交渉を継続し、できれば来年早々にも、正しい形でバランスの取れた大枠合意に到達したい

- ・現在のところ明確な日程感は設定されていないが、我々は日本の交渉団をブリュッセルにお迎えする用意があり、早ければ1月にも交渉を再開すべきであると考えている。

#### <農産品にかかる市場アクセス>

- ・農産物および加工品の市場アクセス交渉については、…日本のセンシティブリティを考慮しなければならない一方で、世界最大の農産物輸出国であるEUの真っ当な関心事項を考慮してもらうことも必要である。
- ・とりわけ乳製品については、日本にとって極めてセンシティブな品目である一方で、多くのEU加盟国にとって関心の高い輸出品目でもある。
- ・豚肉については、かなり進展があったと考えている。日本側と実りある議論ができ、割合早く解決策を見いだせると確信している。
- ・日本は乳製品については純輸入国であるとともに、日本市場には輸入品が入る大きな余裕がある。日本の望む日本の酪農家とチーズ製造者を十分に保護・尊重するとともに、我々の輸出品に対する十分な市場アクセスを確保するための適切なバランスを見つけることはできると考えている。

#### <TPPとの関係について>

- ・日本がTPPの結果を基準にするなら、…その基準と戦っていく必要がある。我々が避けたいのは、TPPの交渉結果が唯一可能な交渉結果とされ、EUはその交渉結果に合わせなければならなくなることである。
- ・米国などTPP諸国とEUでは、日本との貿易構造が大きく異なっており、似たような状況なのは僅かの品目で、ほとんどの品目はかなり異なる状況にある。例えば加工食品・飲料品について我々は世界一の生産者・輸出者であり、TPP参加国と全く異なる。

- 19日、西川農林・食料戦略調査会長は、自民党農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議において、「(日EU・EPA交渉について)我々は今日がキックオフだ」、「前のめりな話はさせない」などと発言したほか、「党として、(日EU・EPA交渉に)対応する組織を作るか議論が始まっている」などと述べた。
- 20日、山本農相は記者会見で日EU・EPA交渉に関し、「国会決議等を念頭に置き、農林水産物のセンシティブリティに配慮しながら、(中略)どの品目がということではなく、全て必要に応じて国境措置を確保する」という考えを表明した。
- 1月10日、自民党は国会議員有志で「日EU経済連携対策議員連盟」を立ち上げた。同日、国会内で同議員連盟の役員会を開き、会長には岡田広氏(参・茨城)、会長代行に吉川貴盛氏(衆・北海道)、幹事長に山田俊男氏(参・比例)が就任した。
- 同会合で西川農林・食料戦略調査会長は「経済連携は進めていくのが当たり前だが、影響はどう出るのか、本当に国民に理解される協定になるか心配

もある」と指摘し、「できる限り（政府と）国会と一緒に連携ができる形が一番いい。実情を聞いてわれわれも対策を十分練っていきたい」と述べた。

- 16日、同連盟は初総会を開いた。西川農林・食料戦略調査会長は「農林水産業に影響が出ないように再生産が十分できるようにしなければならない」と述べ、岡田会長も「TPP合意の水準を超えることのないようしっかり注視したい」と述べた。
- 同総会には外務省、農林水産省、経済産業省、財務省も出席した。外務省の山之内勘二経済局長は、17日からベルギーのブリュッセルで開かれる首席交渉間会合において、特に①物品関税②非関税措置③政府調達④サービス⑤投資⑥地理的表示を含む知的財産権——で集中的に議論することを明らかにした。

## IV 生産緑地の下限面積を300㎡に引き下げ

### －生産緑地法改正案を今国会に提出へ－

#### 1. 生産緑地の下限面積を300㎡に引き下げ

- 国土交通省は、生産緑地の下限面積（現行：500㎡）を、市町村の条例で300㎡まで引き下げられる法律改正（生産緑地法）を進めている。当該生産緑地（300㎡から500㎡）は、これまでの生産緑地と同様、固定資産税や相続税等の特例が適用される見込みである。（別紙1）
- 改正法案は、2月の閣議決定を経て、今国会に提出される見込みである。
- 下限面積の引下げが実現した場合、小規模な農地でも生産緑地の指定が受けやすくなる。また、複数の生産者がまとまって生産緑地の指定を受けている場合に、一部の生産者の生産緑地解除によって、下限面積を割り込み、全体が生産緑地でなくなる、いわゆる「道連れ解除」を減らすことにもつながる。
- ただし、下限面積の引き下げは、市町村が条例で決めることとなっており、各市町村の姿勢に左右されることになる。
- 国土交通省は、改正生産緑地法の施行とあわせて、都市計画運用指針の見直しによって「一団の農地」の解釈も緩和する。現行は農地が隣接している必要があるが、宅地などを挟んでも、近くの生産緑地と合わせて新たに指定できるよう、「一団の農地」の考え方を緩和するとみられる。これらの改正により、従来以上に多くの農地が生産緑地として指定可能となる。

#### 2. 指定後30年経過した生産緑地の取り扱い

##### （1）34年問題

- 生産緑地は、指定後30年の経過（または当該生産緑地で主に営農を行っている者の死亡等）により自治体に対して買取の申し出が可能となる。現行の生産緑地は、その約8割が平成4年に指定されている。このため、30年間経過後の平成34年には、買取申し出の出来る生産緑地（30年経過生産緑地）が大量に発生する（いわゆる「34年問題」）。
- 農家が30年の経過を契機に買取申し出を行うことで、都市農地である生産緑地が大幅に減少することが懸念されており、国の「都市農業振興基本計画」においても課題認識されている。  
また、「34年問題」は、住宅業界では、多くの宅地が放出されることからビジネスチャンスとして関心が高い。

## 【都市農業振興基本計画（抜粋）】

### **P-13（2）都市農業の振興及び土地利用計画に関する制度**

三大都市圏特定市においては、開発圧力が引き続き大きい地域もある中で、平成34年には、面積ベースで約8割（約1.1万ha）の生産緑地地区が指定後30年を経過し、市町村に対する買取りの申出が可能となる。

その際、後継者の不在等のため営農継続意向がない場合には、買取りの申出がなされることが見込まれるほか、一定の営農継続意向がある場合に、生産緑地地区として維持されるか否かは、その後の土地利用規制や税制措置の影響が大きいと考えられることに留意する必要がある。

- また、税制上の課題もある。30年経過生産緑地は、いつでも買取申し出ができるようになるが、実質的に土地利用制限がない当該生産緑地に対して、固定資産税等の税制上の優遇が引き続き適用されるかが現時点では不透明である。
- 総務省・財務省は、土地の利用制限が実質的にない中で税制上の優遇を措置することについて、厳しい姿勢を示している模様である。

### **（2）国土交通省の対応**

- 国土交通省は、平成34年以降に、生産緑地の宅地化が一気に進み、「都市農業振興基本計画」に掲げた「都市と緑・農の共生」の実現に支障をきたすことを懸念している。
- そこで、国土交通省は、30年経過生産緑地においても、営農継続意向を持つ農家に引き続き税制上の優遇を確保できるよう、買取申し出ができる時期を一定期間ごとに延期する措置（特定生産緑地制度）を、平成29年の通常国会において、生産緑地法改正に盛り込むことを検討している。
- こうした制度をふまえ、今後の税制改正において、税制上の措置の獲得を目指すこととしている。

### 【生産緑地法の改正概要（「30年経過生産緑地」関係）】

- ・市町村長は、所有権等を有する者の同意を前提に、良好な都市環境を形成する上で必要と認められる生産緑地を、当該生産緑地の告示の日から30年を経過する日以前に、「特定生産緑地」として指定できることとする。
- ・「特定生産緑地」に指定された生産緑地については、当該生産緑地の告示の日から30年を経過した場合も、指定の有効期限である10年間は、買取り申出をすることができないこととする。
- ・「特定生産緑地」の指定から10年を経過する時において、所有権等を有する者の同意を前提に、指定の有効期限を更に10年間延長することができることとする。

※主たる従事者が死亡等した場合の取扱いは、現行制度と変更なし。

### 3. 今後の対応等

- 改正生産緑地法では、生産緑地の下限面積や30年経過生産緑地の取り扱いは、市町村の姿勢に左右される。今後は、JAが各市町村に対して「地方計画」の策定を働きかけるなど、組合員農家の営農継続がしやすい施策や税制度の要望を引き続き行っていくことが必要である。

### 【今後のスケジュール】

日 程	政府・与党等の動き
29年1月	20日 通常国会開会 25日 国土交通部会（提出法案概要説明） 31日 国土交通部会（提出法案条文説明）
2月	月上旬 自民党 都市農業振興に関する小委員会 生産緑地法改正案の閣議決定
4月以降	通常国会提出  ※改正生産緑地法は、審議・成立後、面積引き下げ等については概ね2カ月後、30年経過生産緑地については概ね1年後の施行が想定されている。  ※改正生産緑地法の施行とあわせて、都市計画運用指針が改正される見込み。

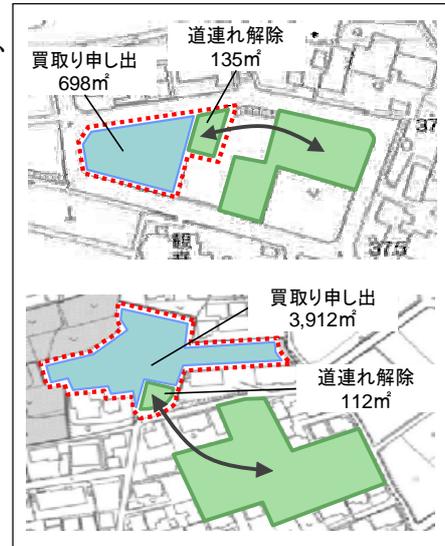
## 都市農地に係る制度改正案の概要

国土交通省  
提出資料

## 1. 生産緑地地区の面積要件を緩和（生産緑地法）

- ・市町村は、生産緑地地区に関する都市計画の面積要件を、一定の範囲内で条例で引き下げられることとする。
- ・生産緑地の都市計画における一団の農地の考え方を緩和し、物理的に隣接していなくても一定の範囲にある場合に、一団のものとみなすことができることとする（都市計画運用指針）。

※上記緩和をした場合も生産緑地に係る税制措置を適用



## 2. 生産緑地地区に設置できる施設を追加（生産緑地法）

- ・直売所、農家レストラン、加工施設を追加する。
- ※相続税の納税猶予は適用対象外、固定資産税は生産緑地地区内の農業用施設と同様。

## 3. 都市計画決定の告示後30年経過した生産緑地地区の措置（生産緑地法）

背景等

- ・平成34年には約8割の生産緑地が、都市計画の告示後30年が経過。
- ・生産緑地に係る税制措置（次世代に相続する際の相続税納税猶予など）が継続されなくなるおそれ。

方向性

- ・市町村長が、所有者等の同意を得て、必要な場合に、買取り申出の開始時期を一定期間延長できることとする。※主たる従事者が死亡等した場合の取扱いは変更なし。
- ・関連する税制措置については、平成30年度税制改正以降に対応。

## 4. 農地と宅地が混在する市街地環境の保全を図るための新たな用途地域の類型を創設（都市計画法、建築基準法）

背景等

- ・宅地需要の沈静化や都市住民の都市農業に対する認識の変化等を踏まえ、都市農地を都市にあるべきものへと位置付け（都市農業振興基本計画）
- ・市街化区域内で農地が多く分布する住居専用地域においては、農業用施設等を建てるには特定行政庁の許可が必要。

方向性

- ・低層住居と農地が混在する良好な住宅市街地の環境の保護を目的とした用途地域を設ける。当該地域では、農業用施設等の立地を可能とする。
- ・地域内の宅地における建築物の容積率、高さ等形態規制は、既存の低層住居専用地域と同様とする。
- ・居住環境及び営農環境の急激な変化を抑制するため、農地の開発に係る許可制度（一定規模未満の開発は可能）を設ける。

（参考）用途地域は、都市の将来像を想定した上で、住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図る制度。建築物の用途、形態等を制限。

農政をめぐる情勢

平成29年1月25日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉